様式第13号（その３）（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請求書  (選挙運動用ポスターの作成)  年　　月　　日  　飛島村長　様 | | | | | | | |
|  | | | | | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  | |
| 電話番号  　飛島村議会議員及び飛島村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。 | | | | | | | |
|  | 1 | 請求金額 | | 円 | | |  |
| 2 | 内訳 | | 別紙請求内訳書のとおり | | |
| 3 | 選挙の種類 | | 年　　月　　日執行　　　　　選挙 | | |
| 4 | 候補者の氏名 | |  | | |
| 5 | 振込先 | 金融機関 | 銀行・金庫・農協　　　　　支店 | | |
| 預金種類 | 普通・当座(いずれかに○をしてください。) | | |
| 口座番号 |  | | |
| ふりがな  口座名義人 |  | | |
| 備考　1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。  　　　2　契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名がある場合はこの限りではありません。  　　　3　候補者が供託金を没収された場合には、飛島村に支払いを請求することはできません。 | | | | | | | |

別紙

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請求内訳書  (選挙運動用ポスターの作成) | | | | | | |
|  | ポスター掲示場数 | | 箇所 | | |  |
| 区分 | 単価  (a) | 枚数  (b) | 金額  (a)×(b)＝(c) | 備考 |
| 印刷金額 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 基準限度額 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 請求金額 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 備考　1　「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。  　　　2　基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。  ＝(1円未満の端数は切上げ)  　　　3　基準限度額の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。  　　　4　請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。  　　　5　請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。  　　　6　請求金額の「金額」欄の端数処理には、1円未満を切り捨ててください。 | | | | | | |